

マイナ保険証への円滑な移行 に向けた対応について

令和6年10月28日

オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 (都道府県別の医療機関・薬局での利用(令和6年7月))

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率(令和6年7月)は以下のとおり。

※黄色=上位5県 灰色=下位5県

都道府県名	利用率
北海道	12.14%(+1.63%)
青森県	10.27%(+1.49%)
岩手県	12.97%(+1.40%)
宮城県	10.55%(+1.50%)
秋田県	11.83%(+1.82%)
山形県	12.43%(+1.81%)
福島県	15.19%(+1.43%)
茨城県	12.93%(+1.24%)
栃木県	14.06%(+1.70%)
群馬県	13.33%(+1.51%)
埼玉県	9.84%(+1.12%)
千葉県	11.67%(+1.25%)
東京都	10.03%(+0.99%)
神奈川県	10.50%(+1.15%)

全国	11.13%(+1.23%)
----	----------------

都道府県名	利用率
新潟県	15.66%(+1.80%)
富山県	18.00%(+1.93%)
石川県	16.63%(+1.42%)
福井県	16.88%(+1.77%)
山梨県	10.23%(+1.44%)
長野県	9.88%(+1.27%)
岐阜県	11.09%(+1.21%)
静岡県	12.82%(+1.33%)
愛知県	9.07%(+1.18%)
三重県	10.43%(+1.16%)
滋賀県	12.52%(+1.48%)
京都府	12.06%(+1.33%)
大阪府	9.91%(+1.12%)
兵庫県	10.37%(+0.98%)
奈良県	11.03%(+1.17%)
和歌山県	7.72%(+0.89%)

都道府県名	利用率
鳥取県	14.12%(+1.07%)
島根県	15.98%(+1.87%)
岡山県	11.33%(+1.36%)
広島県	12.57%(+1.55%)
山口県	14.88%(+1.60%)
徳島県	9.24%(+1.10%)
香川県	11.91%(+1.21%)
愛媛県	8.81%(+1.23%)
高知県	10.36%(+0.62%)
福岡県	10.19%(+0.99%)
佐賀県	11.13%(+0.85%)
長崎県	11.61%(+1.24%)
熊本県	11.13%(+0.95%)
大分県	10.52%(+0.86%)
宮崎県	12.95%(+0.71%)
鹿児島県	15.21%(+0.81%)
沖縄県	4.75%(+0.26%)

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数
(括弧内の値は令和6年6月の値からの変化量(%ポイント))

マイナ保険証利用促進のための協会の取組

協会においては、マイナ保険証利用促進のため、以下の取組を実施しているところ

No.	項目	協会での対応
①	限度額適用認定証等を契機とした利用勧奨	・マイナ保険証を利用することにより、高額療養費制度における限度額適用認定証の申請・提示が不要となることについては、マイナ保険証の具体的なメリットの一つとなるため、限度額適用認定証の申請や交付する際にマイナ保険証の利用勧奨を促進する。 (広報の例) ・限度額適用認定証を案内するホームページや電話対応等の中で利用を勧奨する。 ・記入の手引きや申請書一体型リーフレットの中でマイナ保険証の利用を勧奨する。
②	あらゆる機会を通じた利用勧奨	(広報の例) ・マイナ保険証関連チラシの支部窓口への設置、ポスターの掲示 ・マイナ保険証利用推進メッセージを掲載した一般業務用封筒・健康保険業務用手封入用封筒（汎用）の使用 ・郵送物へのマイナ保険証関連チラシの同封 ・名刺へのPRイラストの掲載
③	「顔の見える地域ネットワーク」を活用した関係団体への協力依頼	(主な取り組み) ・本部から日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、日本経済団体連合会、全国社会保険労務士連合会へ訪問、周知等への協力依頼 ・支部から各都道府県商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会、社会保険労務士会連合会への訪問、周知等への協力依頼

マイナ保険証利用促進のための協会の取組

10月以降もマイナ保険証利用促進に向け本部・支部において更なる取り組みを行う。

(広報物イメージ)

(本部実施)

広報媒体	実施内容	スケジュール
WEB広告	LP(ランディングページ)を作成し、WEB バナー広告等からLPに誘導。	R6.10～11
チラシ	マイナ保険証の使用促進に係るチ ラシを作成し、扶養調書、医療費通知に 同封する。	扶養調書R6.10 医療費のお知 らせ R7.1
パンフレット	マイナ保険証に係る制度解説用のパ ンフレットを作成し、HP等で公開する。	R6.10

(支部実施)

広報媒体	主な実施内容	スケジュール
新聞広告	地方第一紙へ広告を掲載する。	R6.10
チラシ・ パンフレット	支部窓口(サテライト含む)への設 置や関係団体・健康保険委員・事 業所等へ配布	R6.10～11

資格情報のお知らせ送付について

令和6年9月及び令和7年1月に全加入者に対して資格情報のお知らせを送付する。概要については以下のとおり。

送付対象者	<u>加入者全員</u>
送付時期	<u>1回目</u> 令和6年9月9日（月）～令和6年9月30日（月） <u>2回目</u> 令和7年1月22日（水）～令和7年2月3日（月） * 1回目の対象者データ抽出日から令和6年11月29日（金）までに新規資格取得した対象者（データ抽出時点の現存者。事業所の管轄外所在地変更により事業所記号が変わった場合も含む。）
対象者データ抽出時期	<u>1回目</u> ：令和6年6月中旬 <u>2回目</u> ：令和6年12月中旬
送付方法	<u>一般加入者</u> ：個人別に封入 ➤ <u>事業主経由での送付</u> <u>任意継続加入者</u> ：個人別に送付（被保険者の住所） * いずれも特定記録郵便。事業所に送付する場合は重量4kgまでの箱に梱包。
送付通数（予定）	<u>約3,900万通</u>
未着等対応	<u>〈事業主経由での送付分の未着〉</u> 返送された送付物については、改めて加入者個人住所へ送付

白紙ページ

(記号) 01010101 (番号) 00000001
(被保険者氏名) 協会 太郎 様
(対象者氏名) 協会 花子 様

お問い合わせ番号
01-0101-1-1

0010001

北海道札幌市北区北10条西3-23-1

THE PEAK SAPPORO

全国健康保険協会 北海道支部

TEL: 0570-015-369 (ナビダイヤル)

(協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル)

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします (令和6年6月7日時点)。

記号	1010101	番号	1	(枝番) 00
氏名		協会	花子	
フリガナ		キョウカイ	ハナコ	
生年月日		昭和40年10月1日		
負担割合 (令和6年6月7日時点)		3割		
資格取得年月日		昭和60年10月1日		
保険者名称		全国健康保険協会	北海道支部	

スマートフォンをお持ちの方は、右の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。
ぜひご利用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら→



なお、現在、協会けんぽに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです (12桁のうち下4桁のみ表示)。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、協会けんぽ(マイナンバー専用ダイヤル)までご連絡ください。

***** 1234

医療機関等を受診した際に、マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)をマイナ保険証とともに提示することで受診いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、左下にある資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに医療機関等で提示することを受診いただけます。)

資格情報のお知らせ

記号 1010101 番号 1 枝番 00
氏名 協会 太郎
生年月日 昭和40年10月1日
資格取得年月日 昭和60年10月1日
保険者番号 01010016
保険者名称 全国健康保険協会 北海道支部

左側をミシン目で切り取ってマイナンバーカードと併せて大切に保管してください。
資格情報のお知らせの利用については、裏面及び別紙をご覧ください。



資格情報のお知らせの取扱いにあたって

- ・資格情報のお知らせのみで医療機関等を受診することはできません。
- ・スマートフォンをお持ちの方は、二枚コードからマイナポータルにログインすること、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。
- ・医療機関等を受診する際にマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、マイナポータルの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等で提示していただくか、この資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに医療機関等で提示することを受診いただけます。
- ・健康保険の記号・番号は健康保険の各種給付金等の申請や健診の受診において必要になりますので、ご利用ください。
- ・資格情報のお知らせは、マイナンバーカードと併せて大切に保管してください。
- ・発行・紛失したときは、令和6年12月2日以降に「資格情報のお知らせ交付申請書」を加入の全国健康保険協会にご提出ください。



資格情報のお知らせをお送りいたします。 加入者情報(マイナンバーの下4桁) の確認をお願いいたします。



② 全国健康保険協会
協会けんぽ

C01

(管理用二次元コード)

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の健康保険証に替えて、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を基本とする仕組みになります。当協会では、全ての加入者様に安心してマイナ保険証を利用いただけるよう、マイナンバーに紐づけられた加入者情報の点検を実施しましたので、ご確認をお願いします。また、加入者様ご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握できるよう、資格情報のお知らせをお送りいたします。

様式例

加入者情報		マイナ保険証	
氏名	生年月日	マイナ保険証番号	マイナ保険証の有効期限
山田 太郎	1990年10月1日	1234 5678 9010 1122	令和6年12月31日

※マイナ保険証の有効期限は、マイナ保険証の発行日から起算し、有効期限満了の前日までの期間です。有効期限満了後は、マイナ保険証を利用できません。有効期限満了後は、マイナ保険証の再発行が必要です。

※マイナ保険証の有効期限は、マイナ保険証の発行日から起算し、有効期限満了の前日までの期間です。有効期限満了後は、マイナ保険証を利用できません。有効期限満了後は、マイナ保険証の再発行が必要です。

1 資格情報のお知らせを切り取って保管してください

加入者様ご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握できます。また、令和6年12月2日から医療機関等の受診で必要となる場合があります。詳しくは裏面の「令和6年12月2日以降の受診方法」をご確認ください。なお、点線で切り取ってマイナンバーカードと併せて大切に保管してください。※切り取った資格情報のお知らせを棄損または紛失したときは、令和6年12月2日以降に「資格情報のお知らせ交付申請書」を加入の協会けんぽ支部にご提出ください。

2 マイナンバーの下4桁をご確認ください

協会けんぽに登録されてるマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認をお願いします。表示している下4桁の数字が、ご自身のマイナンバーの下4桁と一致していない場合には、以下までご連絡ください。

お問い合わせ先：協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

0570-015-369 (ナビダイヤル) ※土日祝日年末年始を除く

※一部P電話等で繋がらない場合は、加入の協会けんぽ支部にお問い合わせください。

3 マイナンバーでも健康保険の資格情報を確認できます

マイナンバーでもご自身の最新の健康保険の資格情報を確認できます。ログイン方法等については裏面の「マイナンバーの資格情報の確認方法」をご覧ください。

令和6年12月2日以降の受診方法

1 スイナ保険証

健康保険証として利用登録したスイナナンバーカード(スイナ保険証)を利用することで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。

※スイナ保険証を利用できるのは、オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等です。
導入している医療機関等については厚生労働省のホームページをご覧ください。(右の二次元コードからアクセス)



2 スイナ保険証+スイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等でも、スイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)をスイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。

資格情報画面の表示等については下部の「スイナポータルの資格情報の確認方法」をご覧ください。

3 スイナ保険証+資格情報のお知らせ

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等であって、スマートフォンをお持ちでない方は、切り取った資格情報のお知らせをスイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。

4 健康保険証

令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が廃止となりますが、現在お持ちの健康保険証については、令和7年12月1日まで使用することができます。

なお、退職等で健康保険の資格を喪失した場合、退職日の翌日以降は使用できません。

【その他】
スイナナンバーカードをお持ちでない等、スイナ保険証を使用することができない状況にある方については、「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。

スイナポータルの資格情報の確認方法

スマートフォンをお持ちの方は、スイナポータルの資格情報画面でご自身の健康保険の資格情報を把握できるほか、オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等の場合に、スイナ保険証とともに提示いただくことで医療機関等を受診することができます。

スイナポータルにログインできない方は、切り取った資格情報のお知らせをお使いください。

※協会けんぽでご提出いただいたスイナナンバーを確認中の場合や、協会にスイナナンバーをご提出いただけない場合はご確認いただけます。

ログイン方法等(アプリをダウンロードする必要があります)



行政手続きを
オンラインで



スイナポータルに
ログイン



わたし
健康保険証



1 「[はじめる]」を押します。

2 「登録・ログイン」を
押しスイナポータルに
ログインします。

3 ログイン後、
「健康保険証」を押します。

4 「資格情報」から、登録
されている健康保険証情報
が確認できます。

健康保険証は2024年12月2日に廃止
※経過措置として、発行済みの健康保険証は廃止日から最大1年間使用できます。

マイナ
保険証
始まっています！



C00

(QRコード利用時)

医療機関の受診は マイナ保険証で

※マイナ保険証・マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの(手続き方法は裏面)

今から使おう！マイナ保険証 なにか変わったの？



メリット
1

医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。
(本人が同意した場合のみ)



医師の声

Q オンライン資格確認を導入して、どのようなメリットを感じていますか？

A 多くの情報をもとに、より正確な診断、適切な治療(処方)が可能となります
他院で鎮痛剤を処方されている患者さんに当院でも同種の薬剤を処方してしまつたら、健康被害につながっていたかもしれません。事前に薬剤・診療情報を閲覧していたため、重複処方を選択することができました。



メリット
2

手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。協会けんぽへの手続きは必要ありません。



患者の声

Q オンライン資格確認を利用して、どのようなメリットを感じていますか？

A 申請しなくても窓口での支払いが減額されました
急に入院することになり、協会けんぽに限度額適用認定証を申請しようとしたら、1週間かかると言われました。マイナ保険証を利用すると、認定証がなくても窓口負担が減額され、助かりました。



マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元バーコードからご確認ください。

厚生労働省作成動画 ▶ [何が便利になるの？メリット編]





なぜ、マイナ保険証によるオンライン資格確認が必要なの？



保険証の不正使用の防止や 医療従事者の業務負担軽減に つながります



マイナ保険証によって迅速な本人確認を行い、ご加入の健康保険におけるあなたの資格情報を把握し、なりすましや不正利用を防止したり、医療機関等の業務効率化を図ることができます。持続可能な医療保険制度を目指していくことに、ご理解とご協力をお願いいたします。

マイナバーカードの使い方の詳細は
右の二次元バーコードからご確認ください。
厚生労働省作成動画 ▶ [どうやって使うの？ 実践編]



手続きは簡単！

マイナバーカードを保険証として利用できるようにするための手続きは？

マイナバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

保険証利用の登録はここです

スマホで簡単♪ マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。随時申告や給付の申請にもご利用いただけます。	受診時に簡単にできます！ マイナバーカードの保険証利用申し込みの詳細は 右の二次元バーコードからご確認ください。 厚生労働省作成動画 ▶ [どうやって申し込むの？ 今すぐできる！ 簡単申込み編]
マイナポータル	医療機関窓口のカードリーダー
	セブン銀行ATM
	市区町村の窓口

マイナバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナバーカードを取得しましょう。

マイナバーカード総合サイト▶



使ってみよう！マイナ保険証

協会けんぽでは、マイナ保険証について解説した動画

「使ってみよう！マイナ保険証」を健康保険組合連合会と共同で作成しました。

動画の中では、マイナ保険証のメリットや使用方法に加え、令和6年12月から

健康保険証が廃止されることでどのように制度が変わるかについても紹介しています。

マイナ保険証についてより詳しく解説しておりますので、ぜひご覧ください。

「使ってみよう！マイナ保険証」



協会けんぽは加入者の皆さまの健康増進を図り、良質で効率的な医療を受けられるよう、加入者の皆さまの安心・安全実現のために努めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。



全国健康保険協会

協会けんぽ

協会けんぽ支部の
連絡先はこちら

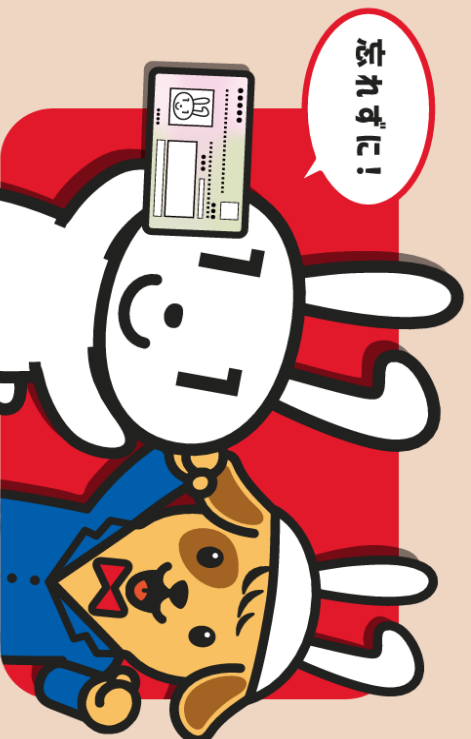
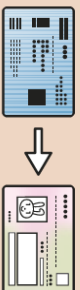


協会けんぽ 加入者のみなさまへ

これからは

医療を受けるならマイナンバーカード。

保険証は、マイナ保険証へ。



2024年12月2日以降、保険証が廃止されます。*

これからは、マイナンバーカードを持っていけば、
「マイナ保険証」として使用いただけます。

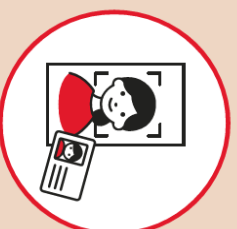
*発行済みの保険証は最大一年間使用可能です。



マイナンバーカードを
持って病院へ。

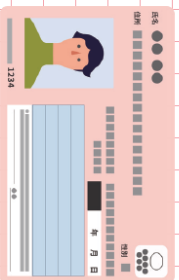


受付のカードリーダーに
マイナンバーカードを置く。
*カードリーダーはモデルが違いますがあります。



顔認証などで本人確認。
「マイナ保険証」として
使用できます。

マイナ保険証とは？



保険証として登録したマイナンバーカード。
今までよりも便利な**保険証**として
ご利用いただけます。

マイナ保険証の

≡4つのメリット≡

01

過去のお薬の情報や健診結果を
ふまえた医療を受けられる



02

手続きなしで高額な窓口負担が
不要に



03

確定申告の医療費控除申請が
カンタンになる



04

従来の保険証よりも
医療費がお得になる



マイナ保険証の安全性



Q. マイナンバーカードってそもそも安全？

A. マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は
入っておらず、それだけで個人情報の特定はできません。



Q. マイナンバーを知られると悪用される？

A. マイナンバー自体が知られても本人確認とセットのため、
あなたの代わりに手続きなどを行うことはできません。

マイナ保険証に関するお問い合わせ先

●マイナ保険証・オンライン資格確認
●資格情報のお知らせ ●資格確認書

緊急けんぽマイナンバー専用ダイヤル

0570-015-369

8:30～17:15 (土日・祝日・年末年始を除く)

マイナ保険証についての特設サイトはこちら

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/LP/mynahokensho/>



事業主の皆様へのお願い



資格取得届・被扶養者異動届を提出する際はマイナンバーを記載して、
就職後5日以内に日本年金機構にご提出ください。

通常、日本年金機構が資格取得届等を受理してから2～5営業日程度でマイナ保険証が使えるようになりますが、
マイナンバーの記載がない場合、マイナ保険証が使用できるようになるまでに時間を要する場合があります。
なお、その場合は「データ登録未完了のお知らせ」をお送りしてマイナ保険証が使えるようになるまでに時間を要する
ことをお知らせします。

マイナンバーを記載してください

マイナ保険証をお持ちでない方で
資格確認書の発行を希望される方は
こちらにチェックをお願いします。



従業員の皆様に対し、医療機関や薬局での受診の際には、
ぜひマイナ保険証で受診するよう、積極的に呼びかけてください。

※健康経営優良法人認定制度の調査項目に、事業主のマイナ保険証の利用促進の取り組み
状況が追加される予定です。

マイナ保険証についての特設サイトはこちら



お問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル(デジタル庁開設)

0120-95-0178

平日9:30～20:00 土日・祝日9:30～17:30

※年末年始を除く

*マイナンバーカード及び電子証明書を搭載した
スマートフォンでの紛失・盗難に関することは24時間受付

受付内容

- マイナンバーカード、通知カードに関すること
- マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマート
フォンの紛失・盗難に関すること
- マイナンバー制度、マイナポータルに関すること

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

TEL 0570-015-369

8:30～17:15(土日・祝日・年末年始を除く)

受付内容

- マイナ保険証、オンライン資格確認、資格情報のお知らせ、
資格確認書に関すること

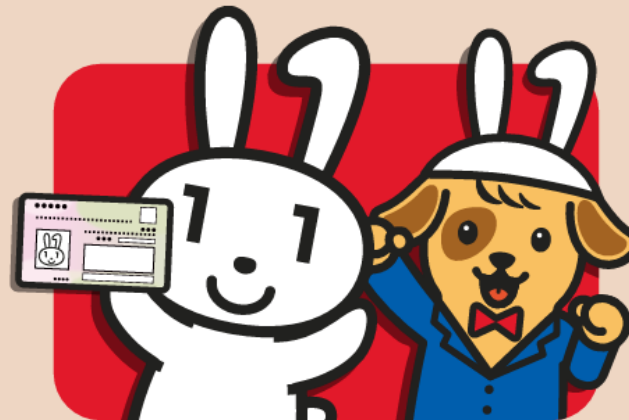
パンフレット(案)表

事業主のみなさまへ

全国健康保険協会
協会けんぽ

これからは 保険証のルールが変わります。

保険証は、マイナ保険証へ。



2024年12月2日に保険証は廃止となり

「マイナ保険証」の活用を基本とする制度に変わります。

※発行済みの保険証は最大一年間使用可能です。

マイナ保険証とはQ



マイナンバーカードを**保険証**として
登録・ご利用いただくことで、
従来の保険証よりも**便利**で、
よりよい医療を受けられるようになります。

**2024年12月2日以降、新たに従業員やそのご家族が協会けんぽに加入された際に
事業主の皆様へお送りするものは以下のとおりです。**

1 資格情報のお知らせ

新規加入者全員分の「資格情報のお知らせ」を発行します。
各種給付金の申請に必要な記号番号等の確認にご利用ください。



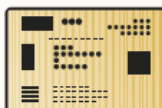
資格情報のお知らせ: 紙型

医療機関等 受診時の使い方	オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する際、資格情報のお知らせとマイナ保険証の両方を提示。 (資格情報のお知らせのみでは受診できません)
入手方法	協会けんぽに新規加入された方全員に自動的に発行します。 紛失、索損された場合は再交付の申請をお願いします。

2 資格確認書

加入時に「資格確認書」の発行を必要とする意思表示をされた方等に「資格確認書」を発行します。

マイナ保険証を利用することができない方が医療機関等に受診する際にご利用ください。



資格確認書:プラスチック製

医療機関等 受診時の使い方	医療機関等へ提示
入手方法	資格取得届や扶養異動届の資格確認書発行要否欄に ☒ チェックをされた方に発行します。 チェックをされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には 資格取得から30～50日後に発行します。
有効期限	最大5年間

3 高齢受給者証

70歳以上の方には引き続き高齢受給者証を発行します。

(マイナ保険証で受診される場合は、医療機関等受診時に高齢受給者証の提示は不要ですが、オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する場合には必要となります。)



2024年12月2日以降の受診方法

受診方法	年	2024年												2025年												2026年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
保険証																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

詳しい受診方法はこちらの動画をご覧ください。



従業員の方が退職された際の

保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の返却について

保険証	2025年12月1日までの退職の場合、 資格喪失届に保険証を添付して返却してください。 2025年12月2日以降の退職の場合、保険証の返却は不要です。
資格情報のお知らせ	返却は不要です。
資格確認書	有効期限内の退職であれば、資格喪失届に添付して返却してください。 有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。